その他１

令和８年第３回市議会定例会

１　日程

会　期	月　日	曜日	会議別	事　　項
第１日	９月２日	水	本会議	会期決定、諸般報告、議長報告、市政報告、例月出納検査結果報告、条例・補正予算案件上程、請願・陳情上程
第２～３日	９月３～４日	木～金	休　会	議案審査
第４～５日	９月５～６日	土～日	休　会	
第６～７日	９月７～８日	金	本会議	一般質問
第８日	９月９日	水	休　会	常任委員会
第９日	９月10日	木	休　会	予算審査特別委員会
第10日	９月11日	金	休　会	美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会、議会改革推進委員会
第11～12日	９月12～13日	土～日	休　会	
第13日	９月14日	月	本会議	市政報告、委員長報告、報告案件上程、決算認定案件上程、意見書案上程、請願・陳情上程

２　提出議案（教育委員会分）

令和８年度一般会計補正予算（美唄市内高校支援事業）

３　一般質問

順序	会派	質問者	質問要旨	質問日
1	市民交流クラブ	江川いつみ議員	１組織の在り方について ２地域福祉会館の在り方について	９月７日
2	令和議員会	森　　明人議員	１観光行政について	
3	みずほ議員会	古賀　崇之議員	１農業行政について ２人事行政について	
4	無　会　派	伊原　潤司議員	１行財政運営について **２学校給食食材費への国費投入後の市の対応について〈教育長答弁〉** **(1)従来、一般会計で賄われてきた独自の給食費無償化政　策に対し、小学校分の給食食材費として国費が投入され、事実上自主財源が不要となり浮いた訳だが、この分の使途について予てより戒めを込めて提案してきたことだが、その浮いた原資の行き先を伺う**	
5	令和議員会	川上　美樹議員	１市政運営について	
6	みずほ議員会	松山　教宗議員	１市政報告について ２観光振興について **３将来を見据えた教育環境の確保について〈教育長答弁〉** **(1)全学年単学級化の教育的影響と適正規模・学校連携に向けた検討方針について** **(2)不登校等に対するセーフティネットの現状と学校再編検討時における環境変更の確保について**	
7	市民交流クラブ	山上他美夫議員	１美唄市の生活環境について	９月８日
8	無　会　派	永森　峰生議員	１行財政運営について ２福祉行政について **３教育行政について〈教育長答弁〉** **(1)教員の長時間労働の実態と若手教員の離職の実態について**	
9	令和議員会	楠　　徹也議員	１市政報告について ２交通行政について	
10	市民交流クラブ	齋藤久美夫議員	１人事行政について	
11	無　会　派	本郷　幸治議員	１防災行政について ２医療行政について	
12	無　会　派	吉岡建二郎議員	１不適切な公金支出手続に係る事案の発生について ２公共交通について	

令和 08 年 第 3 回 定例会一般質問

伊原　潤司議員

教育委員会学務課

件　名	2	学校給食食材費への国費投入後の市の対応について
中項目	(1)	（1）従来一般会計で賄われてきた独自の給食費無償化政策に対し、小学校分の給食食材費として国費が投入され、事実上、自主財源が不要となり、浮いたわけだが、この分の使途について、予てより戒めを込めて提案して来ていた事だが、その浮いた原資の行き先を伺う

質問内容

従来、一般会計で賄われてきた独自の給食費無償化政策に対し、小学校分の給食食材費として国費が投入され、事実上、自主財源が不要となり、浮いたわけだが、この分の使途について、予てより戒めを込めて提案して来ていた事だが、その浮いた原資の行き先を伺う。

答弁内容

（学校給食食材費への国費投入後の市の対応について）でありますが、

令和 8 年度からの小学校の学校給食費無償化に係る国の財源措置については、給食の食材費高騰が止まらない状況の中、本市の学校給食を充実するためには、大変有効な財源であると考えております。

財源措置の内訳は、児童一人当りの基準額 5,200 円×11 ヶ月分、合計 57,200 円を国から２分の１、道から２分の１の支援額となっております。

本市の令和 8 年度の小学校給食食材費の予算額は、令和 7 年度から 71 円増額し、国費の基準額では、１食 279 円のところ本市では１食 420 円を年間 205 食として、合計 86,100 円としております。

中学校給食食材費の予算額は、令和 7 年度から 78 円増額し、１食 480 円を年間 205 食として、合計 98,400 円としております。

国費につきましては、上限額が定められており、対象経費全額の交付ではなく、また、中学校分は財源措置されておりませんので、一般財源を充てて対応したところであります。

また、補助金が入ることによって、浮いた一般財源につきましては、市長部局で本市の他の事業の財源として、有効に活用されているものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も、国の動向に注視し、本市の給食充実のための有効な財源確保に向けて、市長部局と検討、協議を進めるとともに、美唄産食材を積極的に活用し、可能な限り既製品を使わず、手作りにこだわり、栄養バランスのとれた、安全・安心な質の高い全国に誇れる、給食の提供に努めてまいります。

令和 08 年 第 3 回 定例会一般質問

松山　教宗議員
教育委員会学務課

件　名	3	将来を見据えた教育環境の確保について
中項目	(1)	全学年単学級化の教育的影響と適正規模・学校連携に向けた検討方針について

質問内容

少子化が急速に進行する中、市の小学校 2 校において児童数の減少が続いている。近い将来、全ての学年において 1 学年 1 クラス、いわゆる全学年単学級となることが現実味を帯びてきた。

少人数教育には、教員の目が一人一人に届きやすい利点がある一方、小学校 6 年間で一度もクラス替えができないことによる交友関係の固定化や、多様な集団活動の制約など課題も少なくない。

もし、将来 1 校への統合を選択した場合、クラス替えが可能となり、集団教育の幅は広がるものの、人間関係のトラブルが生じた際に転校する選択肢が失われ、市内で環境を変えることができない課題が生じる。

現状維持、統合、いずれを選択してもメリットと課題が表裏一体であり、早い段階から将来推計と客観的な論点を整理し、子どもたちの未来のため、開かれた議論を進めるべきと考える。

①全学年単学級化の進行に対する現状認識と教育的影響について

6 年間クラス替えが行えないことによる交友関係の固定化や協働学習、集団活動における質的確保への課題について、教育委員会としてどのような現状認識と評価を持っているか。

②適正配置・適正規模に関する検討の判断基準とロードマップについて

文部科学省の手引等も踏まえ、児童数がどこまで減少した場合に再編や適正規模の議論に着手するのか、その判断基準や検討スケジュール、基本方針の策定に向けた教育委員会の見解について伺う。

答弁内容

（全学年単学級化の教育的影響と適正規模・学校連携に向けた検討方針について）でありますが、

現在、市内の２つの小学校では、１学年１学級から２学級の学級編成となっており、中央小学校は１年生が、東小学校では１年生から３年生と５年生が１学級となっております。

少子化が進行する中、今後、単学級化が進行することは、子どもにとっては先生との距離が近く、先生にとっては子ども一人一人に目が届き子どもの性格や様子を把握しやすくなりますが、少ない人数で過ごす中で、子どもたちは、新たな友達や異なる考え方に出会う機会が限定されたり、学校行事における集団活動の制約、音楽や体育の授業における集団での教育活動の制約、一度関係がこじれてしまうとクラス替えがないため環境を変えることができないこと、また、配置される教員が少なくなることによる学校運営上の課題があると認識しております。

子どもたちがこれからの社会で活躍できる力をつけていくためには、集団の中で仲間とコミュニケーションを図りながら多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、ときには競い合って学びを高めることをとおして、様々な困難を乗り越えながら可能性を伸ばしていくことが重要になります。

このため、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の方向性、義務教育学校や小中一貫校の導入などについて、視察・調査を進めているところであります。

つぎに、適正配置・適正規模に関する検討の判断基準とロードマップにつきましては、学校は未来の担い手である子どもたちを育む場であり、地域のコミュニティや教育の核としての性格を有することから、まちづくりの在り方とも総合的に検討することが重要であり、出生数や複式学級の可能性を注視し、今後の学校の在り方について、市長部局と協議、連携しながら検討を進めてまいります。

令和 08 年 第 3 回 定例会一般質問

松山　教宗議員

再質問　　教育委員会学務課

件　名	3	将来を見据えた教育環境の確保について
中項目	(1)	全学年単学級化の教育的影響と適正規模・学校連携に向けた検討方針について

質問内容

学校の適正配置・適正規模に関する方針について、然るべき時期に計画を策定していくことが必要と考えるが、教育委員会の見解について再度伺う。

答弁内容

（学校の適正配置・適正規模に関する方針について）でありますが、

学校の適正な配置や規模の方針策定については、子どもたちにより良い教育環境を提供し、将来にわたり持続可能な学校教育を実現していく上で重要な取組であると認識しております。

一方で、学校は単なる教育施設に留まらず、地域コミュニティの中心や防災拠点としての重要な役割も担っており、その再編や配置の見直しは、保護者や地域の皆様の生活、さらには地域の将来にも大きな影響を与えるものと考えております。

現時点におきましては、具体的な計画を直ちに策定する考えには至っておりませんが、今後の児童生徒数の推移や他市町における検討状況、さらには地域の実情などをしっかりと見極めながら、将来の本市における望ましい学校の在り方について、美唄市公共施設等総合管理計画なども踏まえ、市長部局と共通の課題意識を持ち、必要な調査と検討を進めてまいりたいと考えております。

令和 08 年 第 3 回 定例会一般質問

松山　教宗議員
教育委員会学務課

件　名	3	将来を見据えた教育環境の確保について
中項目	(2)	不登校等に対するセーフティネットの現状と学校再編検討時における環境変更の確保について

質問内容

子どもたちにとって安心して学べる環境を守るためには、トラブルが生じた際にも孤立させず、多様な居場所や環境リセットの機会を保証するセーフティネットが不可欠である。

①現行２校体制における指定校変更や居場所支援の現状と課題について

現在の２校体制下において、人間関係の不適応等を理由とした「指定校変更による転校」の実績や運用の実態はどうなっているのか。あわせて、校内教育支援センターや教育支援センターなど、現在の相談・支援体制が十分に機能しているか、教育委員会の現状認識を伺う。

②学校適正規模の議論における「居場所・環境変更の確保」の検討の位置づけ

仮に市内１校化となった場合、「市内のもう１校へ環境を変える」という選択肢が失われることは保護者にとっても最大の懸念事項となる。今後、学校規模の適正化や再編の議論を進めるにあたっては、統合の議論とセットで校内教育支援センター体制の強化、さらには近隣自治体との広域就学協定など、子どもたちの居場所・多様

な学びの場を担保する制度設計を不可欠な検討事項として位置付けるべきと考えますが、教育長の見解を伺う。

答弁内容

（不登校等に対するセーフティネットの現状と学校再編検討時における環境変更の確保について）でありますが、

就学すべき学校の指定変更や区域外就学につきましては、地理的理由や心身上の理由、家庭事情のほか、児童生徒一人ひとりの具体的な事情に応じて相当と認めるときは、通学区域制度の弾力的な運用に努めているところであります。

人間関係の不適応等を理由とした「指定校変更による転校」の実績は、過去５年間で１件となっております。「環境を変えることで状況の改善が見込める」などの許可基準を基に運用しておりますが、環境を変えることで本人や家庭に新たな負担が生じる可能性もあることから、その点についても十分に説明し、理解していただいた上で判断していただき、運用をしているところであります。

居場所支援の現状につきましては、学校には行けるが教室に入りづらい児童生徒に対しては、令和７年度より校内教育支援センターを設置しております。中学校区ごとに１名ずつ支援員を配置して、教員や支援員が連携して教育相談や学習支援に努めており、子どもたちが自分にあったペースで学習・生活できる場として活用しております。

また、不登校・不登校傾向児童生徒に対しては、平成８年より美唄地区教育支援センターを設置しております。同センターは、令和７年８月適応指導教室から名称変更したものであり、指導員を１名配置し、学校や保護者と連携しながら、学習支援や様々な活動を通した社会的自立に向けた支援に努めており、子どもたちが安心して過ごすことができる場として活用しているところであります。

一方で、家から出ること自体が難しい子どもたちも一定数いることから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談支援の機能を高めるとともに、教育委員会等が積極的に出向き、家庭と連携しながら、子どもたちが外に出たり、他者とつながったりする意欲を高めるきっかけを作る支援を充実させていくことも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、児童生徒が抱える悩みや不登校の背景は一人ひとり異なり、多様化・複雑化していることから、今後も相談支援体制の充実を図るとともに、支援のあり方や関係機関との連携について、適宜改善するよう努めてまいります。

また、校内教育支援センターの体制につきましては、学校適正規模の議論時に限らず、その活用状況等を踏まえながら、多様な学びの場について適切に検討してまいります。

区域外就学につきましては、学校教育法施行令第９条の弾力的な運用において、教育委員会同士の協議が整えば、他市町へ、もしくは他市町からの就学は、認められているところであります。このことから、将来的に市内で環境を変える選択肢が無くなる場合の備えとしては、新たな制度を設計するのではなく、他の自治体との連携の充実に努め、必要な協議を円滑に行うことができる環境を整えていくことが大切であると考えております。

教育委員会といたしましても、子どもたちの心理的安全性を担保した多様な学びの場があるということは大変望ましいと考えておりますので、今後も、子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援の充実に努めてまいります。

令和 08 年 第 3 回 定例会一般質問

永森　峰生議員
教育委員会学務課

件　名	3	教育行政について
中項目	(1)	教員の長時間労働の実態と若手教員の離職の実態について

質問内容

私は、これまでも教員の長時間労働の実態について、質問してきた経緯はありますが、教員業務支援員や ICT 教育支援員の配置などの取り組みにより成果が出てきているとのことですが、特に 7 年度においては、単独事業でスクールサポートスタッフを各小中学校に配置したことは評価するところであります。

そこで、6 年度と 7 年度の長時間労働の実態について伺うとともに、これらの取り組みの評価について伺います。

次に若手教員の離職の実態についてでありますが、新聞報道によると、北海道内の学校で 2024 年度に中途退職したのは 858 人、15 年度の 1.6 倍、20 代は 3.3 倍、30 代は 1.7 倍で若手職員の離職が目立つとのことで保護者への対応による精神的負担などが背景にあるとしていました。

そこで、本市の過去 3 年間の実態について伺います。また、保護者への対応に悩む教員の声が強まっているとの記載もありました。精神的な負担となる保護者への対応とは、把握している範囲で構いませんが、どのような実態があるのか伺います。

答弁内容

（教員の長時間労働の実態と若手教員の離職の実態について）でありますが、

はじめに、教職員の長時間労働につきましては、教職員の心身の健康を確保するとともに、教育の質を維持・向上させる上でも、重要な課題であると認識しております。

本市におきましても、勤務時間の適正な把握を基本とし、学校行事や会議の精選、校務の効率化、ICT の活用や ICT 支援員、スクールサポートスタッフ等の外部人材の活用など、教職員の負担軽減に取り組んでいるところであります。月に 45 時間を超える時間外勤務をしていた教職員は、令和 6 年度では、小学校で延べ 6 名、中学校では延べ 35 名、令和 7 年度では、小学校で延べ 4 名、中学校では延べ 32 名おり、教材研究・授業準備や部活動が主な要因となっております。1 人平均では、小学校では、令和 6 年度の 2.3 時間から令和 7 年度では 0.9 時間、中学校では、10.6 時間から 9.2 時間となっており、小中学校ともに、前年度と比較し長時間労働が減少したことから、特に外部人材を活用した取組の効果が表れていると考えられ、今後におきましても、継続して長時間労働の縮減に向けた取組を行ってまいります。

次に、本市における若手教職員の離職の過去３年間の実態についてでありますが、保護者への対応による精神的負担を原因とする離職者はおりませんでした。

次に、精神的な負担となる保護者への対応の実態についてでありますが、生徒の SNS を起因とした過剰な謝罪要求事案がこれまで 1 件あったところであります。

令和 08 年 第 3 回 定例会一般質問

永森　峰生議員

再質問　　教育委員会学務課

件　名	3	教育行政について
中項目	(1)	教員の長時間労働の実態と若手教員の離職の実態について

質問内容

文科省は、25 年、公立学校教員の働き方改革に関する指針を改定し、「学校以外が担うべき業務」に保護者からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応を新たに追加し、全国の教育委員会に対し、窓口の設置や弁護士らの活用を求めているとしています。

また、北海道教育委員会では、「保護者対応に若手職員が耐え切れず職を離れる恐れがあるとし、保護者とのやり取りには、組織的な対応をするよう各学校への周知を徹底する」としています。

これらを受け、教育委員会として、これまで、どう対応してきたのか。また、今後において、どのように取り組んでいくのかを、例を挙げてお答えください。

答弁内容

（精神的な負担となる保護者への対応について）でありますが、

学校と保護者との信頼関係を築き、児童生徒の健やかな成長を支えていくためには、保護者からの相談や要望を丁寧に受け止め、適切に対応することが重要であると認識しております。

各学校には、教職員の業務負担を軽減するため勤務時間外の電話を自動音声で受け付ける取組を実施しているほか、保護者からの相

談や要望については、担任や担当教員だけが抱え込むことのないよう、校長、教頭などの管理職を含め、学校組織として対応することとし、学校だけでは対応が難しい事案については、教育委員会と学校が情報を共有し、必要に応じて北海道教育委員会が委嘱する弁護士による法務相談のスクールロイヤー制度を活用しており、関係機関とも連携しながら対応しているところです。

またこのほか、本市におきましては、市が顧問契約している法律事務所を活用することで教職員の業務負担の軽減を図る体制に努めており、引続き教職員が安心して働ける環境づくりを進めてまいります。